

2025年5月現在

薬局の管理および運営に関する事項

許可の区分		薬局
薬局開設許可証 記載事項	薬局開設者氏名	白石 誠一郎
	薬局の名称	うさぎ薬局 北浦和店
	薬局の所在地	埼玉県さいたま市浦和区北浦和3-7-3
	許可番号	7275
	有効期間	令和6年2月8日～令和12年2月7日
勤務する薬剤師 (調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理)		常勤薬剤師 2 名 非常勤薬剤師 3 名
勤務する登録販売者		1 名
勤務する事務員		常勤事務員 2 名 非常勤事務員 1 名
取り扱う一般用医薬品の区分		要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品
この薬局に勤務する者の区別に関する説明	薬剤師	: 「薬剤師」の名札に白衣着用
	事務員	: 「事務員」の名札に会社指定の制服着用
営業時間（相談受付時間）	月、火、木、金曜日	8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
	水曜日	9 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0 1 4 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
	土曜日	8 : 3 0 ~ 1 3 : 3 0
	定休日	日曜、祝日
相談を受け付ける時の連絡先および 営業時間外の緊急連絡先		うさぎ薬局 北浦和店 TEL : 0 4 8 - 7 6 2 - 9 3 8 3 緊急連絡先 TEL: 0 8 0 - 4 0 9 3 - 2 3 8 3

～かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料について～

患者さんの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関

にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的

《かかりつけ薬剤師が実施すること》

1. 安心して薬を使用していただけるよう、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握します。
2. お薬の飲み合わせの確認や説明などは、かかりつけ薬剤師が担当します。
3. お薬手帳に、調剤した薬の情報を記入します。
4. 処方医や地域の医療に関わる他の医療者（看護師等）との連携を図ります。
5. 開局時間内・時間外を問わず、お問い合わせに応じます。
6. 血液検査などの結果を提供いただいた場合、それを参考に薬学的な確認を行います。
7. 調剤後も、必要に応じてご連絡することがあります。
8. 飲み残したお薬、余っているお薬の整理をお手伝いします。
9. 在宅での療養が必要となった場合でも、継続してお伺いすることができます。

*かかりつけ薬剤師包括管理料は、医療機関で地域包括診療料・加算等が算定されている方が対象です。

《負担する費用》

- かかりつけ薬剤師指導料(76点)に要する費用は、3割負担の場合で約228円ですが、現在ご負担いただいている薬剤服用歴管理指導料は算定いたしませんので、実際は、約60円または約100円程度のご負担増しです。
- かかりつけ薬剤師包括管理料(291点)は3割負担の場合870円ですが、調剤基本料と調剤料のご負担は生じません。
- かかりつけ薬剤師が対応できない場合は、薬剤服用歴管理指導料(45点または59点)を算定します。



とっても
簡単!

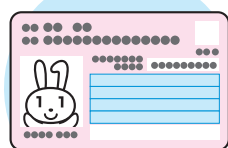
マイナンバーカード

1

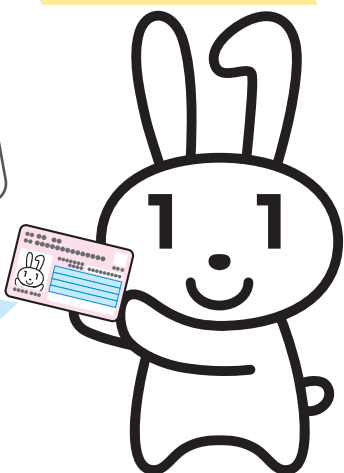


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



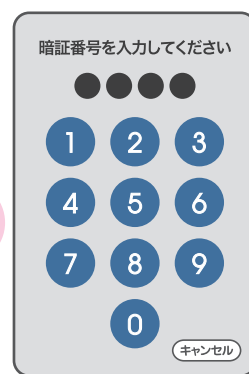
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

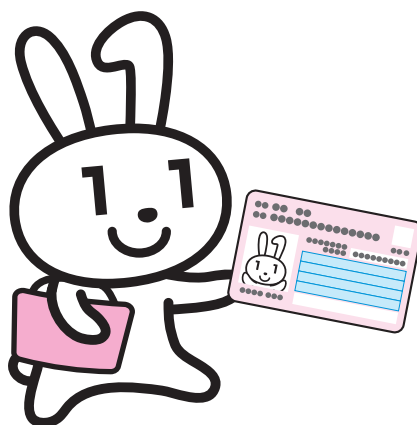
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定（概要）

【目的】

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、うさぎ薬局北浦和店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

【運営の方針】

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

【提供するサービス】

当薬局がご提供するサービスは以下のとおりです。

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

【職員等の体制】

当薬局の職員体制は以下のとおりです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	5名	・常勤者（2名） 勤務時間 8：30～18：00 ・非常勤者（3名）勤務時間 8：30～18：00
事務員	3名	・常勤者（3名） 勤務時間 8：30～18：00

【担当薬剤師】

担当する薬剤師は以下のとおりです。

担当薬剤師 ： 3名
責任者 ： 1名

- ・担当薬剤師は常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ・利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ・当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

【営業日時】

月、火、金曜日 8:30~18:00 水曜日 9:00~13:30 14:30~18:00
木曜日 8:30~13:00 14:00~18:00 土曜日 8:30~13:30
※日曜日、祝日、年末年始（12月30日~1月3日）は休みです。

【緊急時の対応】

- ・緊急時等の対応のため、携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ・必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

【利用料】

本サービスの利用料は以下のとおりです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費

1回につき342円もしくは379円（老人ホームなど、同一の建物に複数の患者が居住する場合）または518円（一般の住宅に居住する患者の場合）

※算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合は、1週に2回かつ月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円（①に加算）

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2）上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

【苦情申立窓口】

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ・連絡先 うさぎ薬局 北浦和店 ☎048-762-9383
(夜間・休日：090-4093-2383)
- ・担当者 ○○(個人情報のため)

営業時間外の処方せん受付について

- 営業時間 月・火・金/8:30~18:00
水/9:00~13:30 14:30~18:00
木/8:30~13:00 14:00~18:00
土曜日/8:30~13:30 (Close:日・祝日)
- 電話番号 : 048-762-9383
- 緊急の連絡先 : 080-4093-2383 (24時間対応)
- 営業時間外の場合 (輪番制による休日・夜間当番のとき)
 - 午後6時~午後10時、午前6時~午前8時 : 技術料の10割加算
 - 午後10時~午前6時 : 技術料の20割加算
 - 日曜日、祝日、年末年始(12/30~1/3) : 技術料の14割加算
- 営業時間内の場合・・・3割負担で120円、1割負担で40円

平日 : 午後7時~閉店まで、土曜日 : 午後1時~閉店まで、日祝日 : 営業時間中

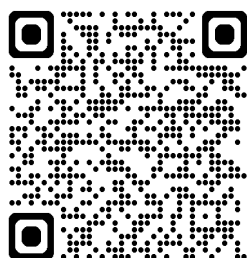
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

労災
保険
指定
薬局

生活
保護
法
指定

医療DX推進体制を整備しています

当薬局は医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。

オンライン資格確認等システムの活用

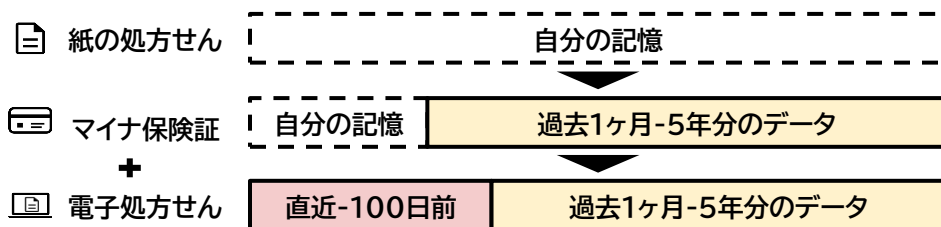
オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。

電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

感染・災害発生時について

- ◆ 当薬局は、災害や新興感染症発生の際に迅速に対応できる体制をしております。

他薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

健康相談・お薬相談

当薬局では、健康相談・お薬相談を行っております。

ご希望の方はスタッフまでお申し出ください。

- 飲み薬の飲み合わせ
- 血圧や体調
- 体調の心配事等



うさぎ薬局

の個人情報保護に関する基本方針

当薬局では、患者様に信頼していただき選んでいただける薬局となるため、患者様に関する個人情報については、以下の考えに沿って厳正な管理を行い、正確性・機密性の保持に努めております。

1. 個人情報を収集する目的

患者様の個人情報は、患者様との信頼関係を安全かつ確実に進め、投薬・服薬指導などのサービスを提供させていただくために収集しています。具体的には、ご本人であるかの確認、症状、過去の病歴などの確認、サービスの提供などの目的の為に利用されます。また、求人応募をされる方の個人情報に関しては、採用活動以外には利用しません。

2. 収集する個人情報の種類

一般的なものは、患者様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号です。

その他に、患者様アンケートや服薬指導などでお尋ねした情報（健康状態、過去の病歴、アレルギーの有無など）があります。

3. 個人情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じた上で、主に初診患者様のアンケート、服薬指導などでお尋ねした情報を収集しています。

4. 個人情報の利用・提供

当薬局では、次の場合を除いて患者様の情報を利用したり外部に提供する事はありません。

- 患者様が同意されている場合（病院・医院、薬局連携等）
- 法令による必要と判断される場合
- 患者様または公共の利益のため必要であると考えられる場合

5. 個人情報の管理方法

患者様の情報を正確、最新のものにするように常に適正な措置を講じています。患者様の個人情報が流出することを防止する為、万全を尽くし、当薬局の従業員、当薬局に出入りする各業者とは機密保持の契約を交わし、厳正な管理を実施させております。

また、薬歴簿の保管義務は3年間であり、当薬局では管理責任者設置のもと管理しております。また、保管期間を過ぎた薬歴簿等においても、個人情報の漏れる事の無いよう厳正な処置をしております。

6. 患者様からの開示、訂正のご請求

患者様からご自身の関する情報の開示のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由がない限りお答えしています。また、患者様に関する情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。窓口までお申し付けください。なお、学校、会社、子供等への情報開示はいたしません。

7. 変更

上記のご案内の内容に変更があった場合には、改めてお知らせいたします。

（ご質問は窓口やお電話にて受け付けております。営業時間内をお願いいたします。）

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

- ◆ 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を取り扱い・推奨しております。

取り扱い公費医療負担について

- ◆ 健康保険法
- ◆ 労働者災害補償保険法
- ◆ 生活保護法
- ◆ 戦傷病者特別援護法
- ◆ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律
- ◆ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◆ 心神喪失などの状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
- ◆ 児童福祉法
- ◆ 障害者総合支援法
- ◆ 母子保健法
- ◆ 難病の患者に対する医療等に関する法律
- ◆ 肝炎治療特別促進事業
- ◆ 石綿による健康被害の救済に関する法律
- ◆ 公害健康被害の補償に関する法律
- ◆ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律



医療廃棄物の回収について

当薬局では患者さまが安心して医療を受けられる環境整備のため
医療廃棄物の適正な回収・廃棄、また医薬品による事故や薬害防止
に取り組んでいます。

使用済み注射針や家庭で残った医薬品を回収して専用業者にて廃棄
を行い、危険な医療廃棄物を安全に処理していますので、ご活用く
ださい。



長期収載品の選定療養について

- 先発医薬品(長期収載品)を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。

※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらず。

先発医薬品
2024年9月まで

保険給付		一部負担
------	--	------

ジェネリック医薬品

保険給付	一部負担	先発医薬品とジェネリックの価格差
------	------	------------------

先発医薬品
2024年10月-

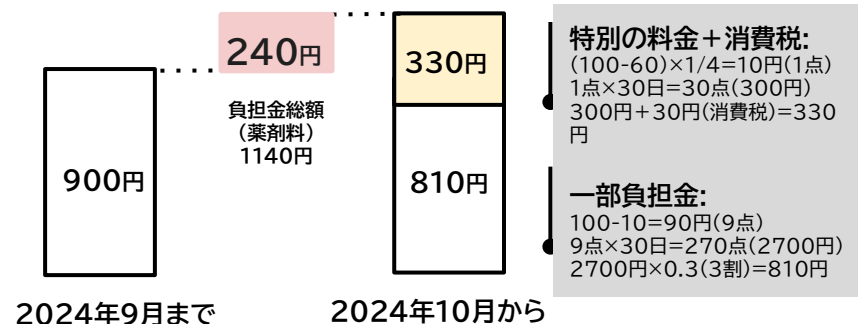
保険給付	一部負担	特別の料金*
------	------	--------

*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

患者負担の総額

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



地域支援体制について

開局時間	平日:8時間以上 土:5時間 週:45時間開局しています
かかりつけ薬剤師	かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています
対応	24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています
健康相談	健康相談を行っています。 緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています
医薬品備蓄	1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています
情報収集	インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています
在宅医療	在宅業務体制の整備と実績(年間24回以上)について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能です
プライバシー	プライバシーに配慮した構造です
研修	調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています
副作用報告	健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備
麻薬	麻薬小売業者の免許を受けています

当薬局の行っているサービス内容について

当薬局では、おもに下記のようなサービスを行っております。

以下の表にある点数は、1点＝10円として計算します。これに負担割合（3割または1割）を掛けたものが、ご負担いただく金額となります。

1. 薬剤服用歴管理指導料および情報提供料に関する事項	
① 薬剤服用歴管理指導料(45点)	患者さまごとに作った薬剤服用歴管理簿(お薬のカルテ)で、お薬の内容や指導内容の記録、アレルギーや副作用の有無、飲み合わせのチェックなどを行います。また、必要に応じてお薬の説明書もお渡しします。また、6ヶ月以内に再来局した患者様やお薬手帳を発行しない場合は59点を算定します。
2. 調剤基本料および地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
① 調剤基本料(45点)	お薬をお渡しする際の基本料金のようなもので、受付1回ごとに算定されます。
② 地域支援体制加算(32点)	当薬局では算定していません。
③ 後発医薬品調剤体制加算	後発医薬品調剤体制加算3を算定しています。(加算1:21点、加算2:28点、加算3:30点)
3. 無菌製剤処理加算に関する事項	
当薬局では現在のところ行なっておりません。	
4. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
① 在宅患者訪問薬剤管理指導料	自宅療養を行なっておられる患者さまで通院が困難な場合、お宅を訪問してお薬の説明や管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期間でのご利用も可能ですので、ご希望される場合はお申し出下さい。 (担当医師の了解と指示書が必要) (1回一般居住者 650点、同一建物居住者 2~9人 320点、同一建物居住者 10人以上 290点 月4回まで)
② 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 (1回 500点、月4回まで)	①とは別に、緊急に訪問したときに算定します。 (担当医師の指示が必要)
※これらの指導料が算定される場合は、上記の「1. 薬剤服用歴管理指導料…点数」の項目については算定しません。	

うさぎ薬局 北浦和店

【書式】1-⑧⑨⑩⑪⑫：行っているサービス内容について

保険外でご提供するサービスのご案内

当薬局では、下記のサービスを実費負担で行っております。

（保険が適用されません）

ご希望の方はスタッフまでお申し出ください。

- 飲み薬の一包化（医師の指示があれば保険適用となります） 500円
- 甘味剤などの添加 1日分につき10円
- 『服薬カレンダー』のご提供 1500円～
- 患者様のご希望による、お薬のお届け 500円

当薬局は「訪問薬剤管理指導」の届出を行っています

事情があって薬局まで来られない患者さまのために、薬剤師が自宅までお伺いするサービスがあるのをご存知でしょうか？

これを「訪問薬剤管理指導」といい、当薬局ではその届出を行っております。

薬剤師の訪問をご希望の方は、お気軽にスタッフまでお申し出ください。



明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。



お薬の販売方法について

分類と 外箱表示		定 義	陳列方法	情報 提供	対応する 専門家	相談へ の対応
要指導医薬品 要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
一般用医薬品	第一類医薬品 第一類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	指定第二類医薬品 第二類医薬品 第二類医薬品 第二類医薬品 第二類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） 注） 指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	
	第三類医薬品 第三類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します			

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

苦情相談窓口

埼玉県薬剤師会
さいたま市保健所

TEL 048-827-0060
TEL 048-840-2205